

教育民生委員会・産業建設委員会連合審査会記録

開 会 年 月 日	令和4年1月12日
開 会 時 刻	午後0時59分
閉 会 時 刻	午後2時47分
出 席 委 員 名	教育民生委員会
	◎吉岡勝裕 ○宮崎 誠 久保 真 中村 功
	楠木宏彦 辻 孝記 藤原清史 浜口和久
	産業建設委員会
	○井村貴志 三野泰嗣 川口 浩 北村 勝
	野崎隆太 野口佳子 宿 典泰
	世古 明 議長
欠 席 委 員 名	上村和生
署 名 者	久保 真 中村 功
担 当 書 記	野村格也
審 査 案 件	継続調査案件 保健福祉拠点施設の整備に関する事項 ・保健福祉拠点施設の整備について
説 明 員	市長、副市長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉総務課長
	都市整備部長、都市整備部次長、都市計画課長
	ほか関係参与

審査経過

吉岡委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に久保委員、中村委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、継続調査となっている「保健福祉拠点施設の整備に関する事項」、「保健福祉拠点施設の整備について」を議題とし、当局から報告を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことで決定し、連合審査会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後0時59分

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

ただいまから教育民生委員会・産業建設委員会連合審査会を開会いたします。

本日の出席者は15名でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。会議録署名者2名は、委員長において久保委員、中村委員の御両名を指名いたします。

本日御審査願います案件は、継続調査案件の「保健福祉拠点施設の整備に関する事項」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【保健福祉拠点施設の整備に関する事項】

【保健福祉拠点施設の整備について】

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

それでは、継続調査案件の「保健福祉拠点施設の整備に関する事項」を御審査願います。

「保健福祉拠点施設の整備について」当局からの説明をお願いいたします。

市長。

●鈴木市長

本日は、教育民生委員会・産業建設委員会の連合審査会の開催、大変お忙しい中、開催いただきますことをまずもって感謝を申し上げます。

昨年11月24日の連合審査会以降、皆様方の御意見を賜りながら、施行者と入居に向けた協議を重ねてまいりました。このたび、お示しをいたしました基本協定書（案）のとおり入居に係る諸条件について合意に至りましたので、伊勢市駅前再開発ビルへの保健福祉拠点施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当から御説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

それでは、御説明に入らせていただきます前に、資料の訂正をさせていただきたいと思っております。資料2の7ページを御覧ください。資料2、7ページの第25条の一部滅失等による賃料の減額等についてでございます。こちらの第2項の後段におきまして、「この場合において、乙は、甲に対し名目の如何を問わず、一切の損害賠償請求を行わない。」との記載でございますが、こちらにつきましては、「この場合において、甲は、乙に対し名目の如何を問わず、一切の損害賠償請求を行わない。ただし、乙の責めによる場合はこの限りではない。」というふうに訂正をさせていただきますので、恐れ入りますがよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、この基本協定書（案）の中身は、別添図面と表記した部分もございませうが、協定締結の際には、この賃貸借物件が内装工事着手前であることから、一旦、スケルトン状態であることを示す図面等を添付することとさせていただいておりますので、今回の資料からは省かせていただいておりますことをあらかじめ御了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、保健福祉拠点施設の整備につきまして御説明申し上げます。昨年11月24日に開会されました産業建設委員会・教育民生委員会連合審査会以降、施行者である伊勢まちなか開発株式会社と諸条件につきまして協議を重ねてまいったところでございませう。今般、市と施行者で資料2、基本協定書（案）のとおり合意に至りましたので、概要につきまして御説明いたします。

始めに、資料1を御覧ください。「1 入居条件」、(1)賃料につきましては、昨年11月2日時点で坪当たり月額7,980円との提案でございませう。協議の結果、7,900円で合意に至りました。これらを比較いたしますと、年間約100万円の減額となり、一昨年12月時点の8,400円とでは年間約600万円の減額となります。なお、本件につきましては不動産鑑定を行っており、昨年12月13日付での不動産鑑定評価書によりますと、坪当たり月額8,400円という結果が出ております。次に、共益費プラス管理費については賃料の10%でございませう。消費税は通常テナント負担となりますことから、消費税は別途必要となつてまいります。

次に、(2)駐車場でございませうが、保健センター、子育て支援センター等の事業の実施状況から駐車場の利用台数を推計いたしまして、市の施設利用者用駐車場につきましては40台以上の確保を求めてまいりました。協議の結果、40台以上を確保することで合意に至りました。料金は、30分当たり100円でございませう。なお、料金の上限額をはじめ、利用する階数など詳細な運用方法につきまして、現在協議中でございませう。

次に、資料2、基本協定書（案）につきましては、入居に係る諸条件について記載をさせていただいております。基本協定締結断念に至りました3条件につきまして、まず賃料等の起算日は、4ページの第11条で内装工事着手日とし、中途解約につきましては、解約の際、残存期間の賃料全額を一括して支払うことを求められておりましたが、こちらにつ

きましては、8ページ、第27条のとおりといたしました。また、都市開発資金の貸付けにつきましては、基本協定書（案）に記載しないことといたしました。なお、基本協定書（案）につきましては、法律相談を行いながら、市と施行者双方が合意の上、作成したものでございます。

今後は、基本協定締結に向けて賃料等の債務負担行為予算のほか、内装工事のための設計委託料、都市開発資金貸付けを補正予算として市議会へ提案し、可決されましたならば、施行者と基本協定について最終確認をした上で、協定締結をしてまいりたいと考えております。

以上、保健福祉拠点施設の整備につきまして御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

川口委員。

○川口浩委員

令和3年2月の入居交渉断念に至った経緯ですとか、この間の議会での指摘、議論などいろいろありました。今回お示しいただいた協定書（案）なんですけれども、令和3年2月に市が示した協定書（案）、これは結局、日の目を見なかったことになると思うんですけれども、内容面での変更点、特に市の財政負担、また市民負担のさらなる増大という懸念、リスクを軽減するという点から今回の協定書（案）、前進といたしますか、その市の決意、姿勢というものは盛り込まれているんでしょうか。ボリューム的には条文など増えていると思うんですが、その辺、教えてください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

この基本協定書（案）につきましては、昨年2月の段階で全員協議会におきまして、その時点での市の考えという形でその内容を記載させていただいたものを議会の皆様にお示しさせていただきました。またその前段で、12月の市議会のほうでの定例会で附帯決議等の意見もございまして、様々な議員の皆様、あるいは市民の皆様からの財政負担等の御意見も伺いながら賃料交渉等も進めてまいりました。さらには、その交渉におきましても、借り側として将来にわたって安定して福祉サービスが提供できるような、そういう条件とすることを心がけて協定のほうを合意してまいったところでございます。また、駐車場等の確保につきましても、これも実態を検証しながら、これも附帯決議にありましたが、駐車場確保という観点につきましてもこれは協議をして、そのことが合意をしてまいったというふうに考えてございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

川口委員。

○川口浩委員

私の受け止めとしましては、これまでの市の説明から前進していないなというふうに感じたんですけれども、駐車場について、今回40台以上確保することで合意済みとあります。一時期、60台という具体的な数字も出ていました。そして今回、40台以上というふうになっているんですけれども、この以上というのはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

駐車場には、以前60台ということで確かに議員の皆様にも数字としてお示しさせていただきました。これにつきまして、再度、現状をですね、福祉健康センターで行っている事業とその実施状況を基にシミュレーションを改めてさせていただきました。その結果、その40台以上が最低限必要であるということで、この40台ということを確認するように施行者と協議してまいったところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

川口委員。

○川口浩委員

ハローワークですとか上の賃貸住宅、当初のサ高住から賃貸住宅に変更になったんですけれども、その辺の事情というのは反映されているのでしょうか。特に住宅ということで自動車、自家用車の想定というのは考えられると思うんですけれども。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

現在のところ11階、12階の共同住宅、それからハローワークの駐車場につきましては、現在、施行者のほうでその調整を全体として行っているというふうに伺っております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

川口委員。

○川口浩委員

確認になるんですけれども、この時間貸しで30分100円とあるところなんですけれども、これは相談などによる利用者の負担になるのか、あるいは利用者の窓口申請による市の負担、利用者は実質無料になるのか、その辺どうなんでしょうか、ちょっと確認しておきたいんですが。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

御利用いただく皆様につきましては、駐車場の料金につきましては市で負担していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
よろしいですか。

○川口浩委員
はい。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
他に御発言はございませんか。
辻委員。

○辻孝記委員

少し私も確認させてもらいたいと思います。12月議会の中で、教育民生委員会のほうでちょっとこの案件が出ておまして、その場でちょっと質問させてもらいました。その中で、矢作建設さんの関わり方というのをどのようにやっていかれるのか。市長の答弁で何らかの形で矢作建設は関わっていただくと、返済期間ですね、その期間はずっと関わっていただくというふうな話が出たんですが、それはどんなふうになったんでしょうか、ちょっとお聞かせ願えますか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

矢作建設さんの関わりということで、前の11月2日のまちなか株式会社様からの資料で御説明させていただいたかと思うんですけれども、後の例えばテナントの利用の関係であるとか、金融機関からの借入れに対する一部債務の保証であるとか、そういうふうなところをもろもろ含めて矢作建設が関わっていただくということで理解をしておるところでございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

そんなことはもう前に聞いた話でして、私が聞いているのは、12月議会のときに私が委員会で聞かせてもらったことを聞いているんです。それはもう前の話じゃないですか。私が聞いているのは、いろいろ説明させてもらって、矢作建設さんが、こんなことはあつてはいけませんけれども、例えば10年以内に大変な状況になってきたということになったときに、4億円の保証までは調整中でやっているというふうなお話だったと思うんですけれども、その辺のところ、最後は、30億円の工事代金が回収できていないから、回収できる形で今回、もしうまく運営できればなっていくんだらうと思うんですけれども、その後のことを考えると、この今の収支計画書を見る限りでは大変厳しい状況になるのではないかと私、この前指摘させてもらったと思うんですが、その辺のことがあるので、矢作建設さんが何かの形で保証人になってもらわないと返済期間中はいけないんじゃないかなというふうに私は聞かせてもらったと思うんですが、そのとき市長の答弁では、何らかの形で関わっていただきますというようなことを御答弁いただいたので、それはどうなったのかと確認しているんです。お願いします。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
市長。

●鈴木市長

先ほど辻委員さんおっしゃっていただいたように前回、4億円の保証のことと、今回の協定締結の話にいくまでに収支計画が健全であるかどうか、適切であるかということは非常に大事なポイントになってまいりまして、この点について、金融機関のコンサルであったり三重県さんからも適切であろうというふうなことでお話をいただいております。それでもまだ御心配いただいている件もありますので、私、何度か交渉の中で、できるだけ長い期間この案件に関わっていただくことをお願いを何度となくさせていただいているところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

ということは何の保証もないということなんですかね。すごく心配をしています。私はうまくいけばいいと思っているんですが、今の収支報告とか入居の希望者のことを考えていっても今、ずっと矢作建設さんのノウハウを使いながらやってきてもなかったという、今までの中であつたということが事実としてございますので、そこを一番心配しているんです。今まででもそれなりの数の方々から問合せがあつて、入居を希望しているという

方々がたくさんみえるんだという話であれば、当然いいことだなというふうに私は思っているんですが、ただ、この間の11月のときもそうだったんですけども、ではなかったというお話だったから心配をしているし、収支の中では入居率の90%、95%という数字もどうなのかということも、他の委員さんからも議論されたと思うんです。そのことがすごく一番大事なところ、入居者がなければ運営できないじゃないですか。計画どおりになっていかないじゃないですか。その辺をどう捉えているのか。

今日は、基本協定というのは確かに内容は分かりませんが、基本協定を結ぶに当たり一番大事な事柄は、私たちが、伊勢市が入居していこうとするその物件が健全に運営されていくのかどうかが一番大事なところだと思っています。その辺はどうお考えなんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
市長。

●鈴木市長

辻委員さんおっしゃるとおり健全な収支を構築していくためには、おっしゃるとおり入居の状況が一番の肝になってまいります。委員さんおっしゃる、矢作さんがいろいろと声をかけていただいてどこも決まらへんかったやんかと御心配のところはあろうかと思えますけれども、その点につきましては、現在の公共的施設ですね、今うちが考えております三つのフロアのことについて、矢作さんが様々なネットワークを使って御紹介をいただいたけれどもそこはなかなか決まらなと、非常に難しいと。ただ一方で、もう一個のその入居の稼働率のところ御心配いただいている賃貸住宅のところにつきましては、近隣の不動産業者のいろんなお話を聞く中で、比較的健全に入居稼働が可能であろうということ判断したと伺っております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

うまくいけば私もいいかと思えます。

あとですね、今回の協定書（案）の中にちょっと心配になるところが若干ありましたので、少しこの協定書に基づいて順番に聞かせてもらいたいと思えます。

まずは3ページ、第8条ですが、本契約の期間は内装工事着手から20年間とするというお話、当初からは20年間というお話で当然あったかと思っております。ただ、市長が今年の2月22日に断念を表明されたということもありますので、この20年というのが本当に適切かどうかということをおっしゃると私は疑問に思えます。信頼回復したのかなということが、本当にそうなのかどうかというのはちょっと私も疑問がありますので、その信頼回復ということをお考えすると一旦は、この後にもありますが、解約の条件等がありますけれども、10年の契約というのが妥当じゃないかというふうに思っております。10年やって、またその後、更新を5年ずつやっていくとかそういう方向性に持っていくのが本来かなというふう

に思うんですが、その辺のお考えはなかったんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

駅前におきまして福祉施策を展開していくということで、当初から20年ということで議会のほうにも御報告させていただいて、断念する前でも20年というふうなことでございました。ただ、こういう施策を進めていくことについて、20年程度の期間を継続してやっていくことが必要であろうということで設定させていただいたということで御理解を賜りたいというふうに考えております。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

まあ、その考えはなかったということで。

私、12月議会のときの委員会で言わせてもらいました、あと、10年以内に収支がうまくいかなくなって、これは大変だなという状況の中で撤退する意思があるのかということも聞かせてもらったと思います。その辺のところはどうなったんでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

その辺につきましては、この例えば法律相談であるとかというところで、そういう事態に陥った場合は法的な部分を加味しながら検討して決定していくものであるというふうに考えております。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

そういうことになると、法的なことをやって、この後の条項の中で、8ページの27条の中では10年間は契約を解約しないということになっておりますよね。法的な根拠としては、こういった契約を解約していこうとする中で、この契約書自体は生きてくるんじゃないんですか。その辺はどんなふうになっていくんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

もう一つ、第28条で本協定の解除権というのもあらかじめ設定させていただいております。そういうところに基つきまして、法律に基づいて判断していくものであるというふうに考えております。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

そういうときにすごく大変な状況になるんだらうと私は思うんですけども、あとは27条の期間内解約についてのことで、10年間は契約を解約しないということと、それから第2項で、10年経過後から15年経過までの間は賃料の1年分、15年から20年までは50%を解約金として甲に支払うことになるということになっております。反対に言うと、向こうの例えば事業がうまくいっていない中でそこまで補償する必要があるのかどうか。そのところはどのようにお考えなんでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

この27条につきましては市の都合で退去するというふうなところでございます。ただ、先ほども申し上げましたが、本協定の解除権というのが28条に列記されておまして、そういうところに該当するような場合はこれに基づいて解約していくというふうに考えております。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

そうすると、2項の第2号には銀行取引停止処分を受けというようなこととか、3号には仮差押えとか仮処分、強制執行とか競売の申立てを受けたというときにというふうに書いてありますが、これは、申し訳ない、私がちょっとなかなか理解ができないところがたくさんありますので、ちょっと詳しく教えていただけませんか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

まず、銀行の取引停止処分というのは、手形や小切手が不渡りになりまして、同一手形

交換所所管内で6か月以内に2回起こした場合、その手形交換所で受ける制裁処分のことをいうということでございます。次に、破産とか民事再生法とか会社更生手続の申立てがあったとき。これは、事実を確認した上でやっていくんであるだろうと思っております。

それから、その第3項でございませけれども、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てを受けということで、あと滞納処分ということで、これはこのとおりであろうかと思っております。あとまた解散、廃業、また支払い停止処分の支払い停止処分と申しますのは、債務者が支払い不能になったとき、支払いを停止することがあるということで、これは支払い能力を欠いてしまったときに支払いが不能になって支払いを停止するというふうなことが起こったときというふうに解釈しております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。そういったことがあるということをもまず押さえていかなあかんのかなというふうに思っていますので聞かせてもらいました。

もう少し聞かせてもらいたいんですが、第12条の賃料の関係なんですが、4ページですね、第12条、賃料等の改定については、賃料等は3年ごとに見直すこととするということで、前回の収支報告の計算報告についてはどのような形でこれが反映されていくのかというのは全然あのときは見えなかったんですが、あの収支報告にはこういったことの見直しの部分というのは掲載されていないものなんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

収支計画につきましては現時点で決まっていることで計算をしております、その都度その都度、その3年ごとに実際どのような形になっていくかというところまでは想定できませんので、収支計画としましては今、当初決まっている賃料で計算しております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

見直す部分におきまして、この1号の中に近傍同種の建物ということで書いてもらっておるんですが、近傍同種のというのはどういうことを指しておられるんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

こちらの文言につきましては、現在の現物件のこの周辺で同じような事業用テナントとしてそういった賃料の状態が変化があったときというふうなことを想定しているものでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

すみません、この近傍にこういったものがないものですから、どこを想定されて言われておるのかお聞きしたいんですけれども。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

不動産鑑定での同じようになかなかこの近辺ではそういった同種のものがないということでございますので、これにつきましては、県内の同様の複合ビルとその中の事業用テナントといったような賃料を想定して記載しているものでございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

なかなか見えにくいところを比較するという話になるものですから、その辺のところをしっかりと市側でチェックしていかなければいけないのかなというふうに思いますので、そういうことをしっかりとお願いしたいと思います。

それから、まず18条、本物件の転賃のことがちょっと書いてあります。その中で最後のくだりで、乙が乙の管理下にある団体等に転賃する場合はというふうにあります。この団体、例えば乙の管理下にある団体というのは何を指すんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

具体的に、現在このような団体が該当するということは想定しておりませんが、今後この建物を使用していくに当たって、場合によっては関係する団体の方にお貸しするとかそういった状況がございました場合は、あらかじめ書面で通知するということと考えてございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

そうですか、分かりました。

19条の内装工事のところなんですが、この内装工事につきましては、これは基本協定書なので、これは借り上げていくに当たり工事をせなあかんという部分でのこの条項になっておるんですか。ちょっとこの辺だけ聞きたいと思います。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

第19条の内装工事等につきましては、これにつきましては、この保健福祉拠点施設を整備していくに当たりまして、あらかじめ施行者と協議をして、円滑に事業を進めることが可能となるようにこういった項目も含めさせていただいております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

そうすると、入居後に例えば模様替えをしたりとかそういったことになったときには、これは、この条項は当てはまらないということで理解していいんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

実際に内装工事を終えて、それから供用開始をした後のその模様替え等につきましては、必要に応じて施行者にそのことを通知、あるいは報告するということとなっております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

ただいま辻議員仰せの模様替え等につきましては、第21条の造作等というところに条文として記載しておりますので、よろしく願いいたします。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。21条に載っとるんですね。はい、了解です。分かりました。

あと、6ページの第20条の第2項、乙は、前項の本施設の使用に際しては、甲及び第三者の生命・身体・財産に損害を与えないように、善良なる管理者の注意を用いるというふうなこと、当たり前といえば当たりのことを書いてあるんですが、反対の場合というのは、例えば甲がそういったことになったときにはどんなふうになるんですか。そういうことは起こらないということに理解したらいいんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

こちら、この項目につきましては、甲が内装工事するに当たっての善良なる注意によって管理をするということでございますけれども、本施設、建物全体に対しましては、これは甲、いわゆる所有者のほうはその管理を適正に行うということが前提となっておりません。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
辻委員。

○辻孝記委員

基本協定の中身についてはこんなことだと思うんですが、冒頭言わせてもらいましたけれども、私は、健全運営ができていかなければこの入居に関して厳しいものがあるんだろうというふうに思っておりますので、その辺のところをしっかりとチェックしていただきながら、また、ちゃんと事業報告等をして、事業報告の中身を見て、そしてその中身がこのままではいけないというふうに理解したときには解約できるというふうな条文をちゃんと入れるべきだろうというふうに思っておりますのでその辺の、要するに危機感がなければ向こうもしっかり取り組まないだろうと、もう行政が入ったから大丈夫だというふうなことになっては困るということを私はちょっと思っております。そこだけは、公でやるからもういいんだというふうなことになっては、市民の税金を使って入っていく以上しっかりと、その分福祉に回してあげたほうがよっぽどいいというふうに結論が出てくると、何やということになりますので、そのところだけは勘違いされないようお願いしたいと思います。ちょっとその辺だけまた答弁していただいて、もう私、質問を終わります。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

健全経営の確認については当然のことをごさいますして、健全経営の関係で解除権ということで御指摘がございましたが、先ほど申し上げましたように28条に解除権というのを設定しております、その辺の該当するような場合には法律相談も行いながら適切に対応してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

他に御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

数点お聞かせをください。どちらかといえばこの協定の中身の細かいところをちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども、まず1点目、2ページ、1条の3項、本協定にかかる議案が可決された後というような文言がございますけれども、これについて具体的に今、どの議案を想定されておるかというのをお聞かせいただければと思います。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

この第1条の第3項につきましては、この協定案につきましては、市議会のほうで債務負担行為の議案が可決された後に協定を締結するというを前提としております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。債務負担行為ということで御答弁をいただいたので理解をさせていただきました。これ、時期的には実際いつごろを考えていると言うとあれですけれども、いろんな意味でタイムリミットみたいな話が何回も来ていますけれども、議会の都合だけ言えば、一般質問のところはこの協定に対してしたいかどうかという話も当然出てくると思うんですけれども、今、臨時議会とかはそういう一般質問がないというのは皆さん御存じのとおりなので、実際どのあたりまでに本来、今、スケジュールとしてはどんなふう考えているか、もしよければ教えてください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

御承知のとおり3月末での再開発事業の完了というのを目指しております。そういったところから、今日の連合審査会も我々、議員の皆様からのいろんな御意見も受けた上で、議長、副議長とも相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

正副議長と相談してと言われたら当然、議会の開会日がいつかという話を聞きたいわけではないんですけれども、ただ、ちょっとスケジュール的に当然、さっきの話のとおり4月という話にもなりませんし、3月でもちょっとぎりぎりかなというところもあるので、見えているならちょっと早く示してほしいというのは、これは本音ですけれども、ちょっと置いておきます。

次に、ちょっと12条のことで聞きたいんですけれども、これはもう確認です。12条の2番ですけれども、ある程度分かった上での確認ですけれども、租税その他の負担の増減によりとかいうふうな文言が一応あるんですけれども、この建物、再開発事業の完了後から数年間、固定資産税に対する補填の措置があったと思います。その補填の措置がなくなったことは、この租税その他の負担の増減によりという理由の対象にはならないということで理解してよろしいですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

都市計画課長。

●中村都市計画課長

すみません、その固定資産税の件につきましては、奨励金ということでございまして、前年度に支払っていただいたものに対して補助のような形で出させていただくということです。税金が減ったというような形にはならないので、今回のこれには該当しないというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

続いて第15条、5ページですね、2番のところでもちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、これはちょっと純粹に気になったところなんですけれども、乙及び乙の関係者の故意または過失により、本物件に対しというような文言がございまして。乙の関係者というののこの範囲をちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、例えば窓口に来られた方が何かしらの都合でビルそのものに対してとか、何か被害を与えるような案件という

のは、これは現実的な話としては考えることができるかと思います。例えばですけれども、あまり悪い話ばかりしてもあれですけれども、年末ぐらいに大阪で入院の患者さんが火をつけられたというような事件もあったかと思います。あれは亡くなっていたので、例えばそういった状況で誰も払う人がいないというときに、これは市の関係者の範囲に入るのか、いわゆる来客者というか市に来た人がこれは関係者に入るのかどうなのか、この辺はどんな確認をされているのか教えてください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

こちらのほう、いわゆる15条のその乙の関係者ということの御質問でございますが、こちらのほう、法律相談でも確認をしてまいりまして、こういった場合には一般市民の方は含まれないということを確認しております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。じゃあ要は、市かもしくはせいぜい出入り業者とかその範囲内ぐらいかなというようなイメージということで理解をさせていただきました。その上でというか、これで実際、この後議案の提出のほうに進むのかなというふうに思うんですけれども、せっかくなので、この場所でちょっと市長にお伺いをしたいんですけれども、改めてあその場所に入居することの利便性とかそういったメリットとか、あと、それが入ることによってどんなまちづくりができるのか、市民福祉がどんなふうに向うのかということだけお聞かせをいただければと思います。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
市長。

●鈴木市長

今回の中心市街地の再開発につきましては、もう御承知のとおりA地区、B地区、C地区、この3地区が一体となって再開発を進めさせていただいている状況でございます。これまでこの中心市街地の再開発が大きな課題となっている中で、少し戻りますけれども、平成25年の御遷宮を機会に外宮参道が随分にぎやかになってまいりました。この点から線へつないでいったにぎやかさを面的に広げていきたいというのが、我々だったり皆様方のお気持ちもあろうかというふうに思っております。

それとですね、これまで当市の福祉事業につきまして、できる限りこの地域に住む方々がお困りになったときに、最悪の事態にならないようにいろんな相談事業を受けながら、その地域の皆さん方の暮らしを再建していく、自立を支援していく、こういった取組を全

国的にも先駆けながら進めてまいりました。

今回の地域福祉総合相談、そして保健サービス、こういったものをまちの拠点に持つことで、誰もが安心して暮らしていける中心市街地、こういったものを構築していきたいと思っておりますし、また、ハローワークさんとの連携によって、何か就労にお困りの方が福祉から就労につながっていく体制であったり様々な取組をこれから我々としても期待し、実践をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

今回我々は、保健福祉拠点であったり、またハローワークさん、そしてA地区とC地区、この一体的な取組によって中心市街地の再生を目指していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

他に御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

具体的な条項に関してちょっと質問したいと思うんですけども、まず9条、3ページですけども、駐車場の問題なんですけれども、これについて、必要な駐車場の使用台数を確保することに努めるというふうにあるんですけども、私たちとしては、129台というのは果たしてこれで足りるのかどうか非常に疑問に思っているんですけども、この必要な使用台数を確保すると、どのように確保していかれるのか。この129台の中には、もう恐らくそこではあふれてしまった場合それ以上の確保はできないと思うので、どのように考えていただいているんでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

詳細な駐車場の運用方法等については現在も協議中ではありますが、まず今回のこの基本協定に当たりまして、40台以上の駐車場の確保について合意をしております。こちらにつきましては、まずは市がどの階数を使うかは別にいたしまして、市の利用者の方に分かりやすく案内板等を表示しながら、市の施設利用者と一般の方を区分するという事を施行者と確認してまいったところでございます。

また、その40台以上ということで、それを上回る駐車場の確保につきましても、この129台、総数であります駐車場をどのように運営していくかということにつきましても詳細にわたりまして、現在協議を進めているところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

以前に聞かせてもらったときに、駐車場の台数が足りなくなる可能性がある。そのときにはいろいろと工夫をするというふうな答弁があったと思うんですけども、今おっしゃったのはこの129台の中で何とか運用していくというような話なんですけれども、それでうまくいかなかったときにはやはり外部に求めることも必要なんだろうと思うんですけども、そのときにはやはりそういうようなことを考えていただいていますか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

詳細な部分につきましては現在協議中でございますが、そういった周辺の駐車場の確保といったことも含めて協議をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

福祉的な、あるいは健康に関わることで相談に見える方々が、例えばこの建物の外側で駐車しなければならない状況になったときに、果たしてその方々にとってどの程度利便性があるのかということは非常に疑問に思うんです。そこを必ず解決していただきたいと思うんですけども、どういうふうに考えていますか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

先ほどの当初の御説明で福祉総務課長が申し上げましたが、基本的に129台、この中で我々が必要とする台数というのは賄えるということで現在のところ考えているところでございます。ですので、この中でひとまずどのような運用をしていくかということについて今、協議をしておるといところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

40軒を超える賃貸住宅もあるし、そこで1軒の方が例えば1台とは限らないこともあると思うんです。そういうような方々にとってのそこに住んでいるということの利便性と、この利用される方々の利便性と、どちらも考えていけなくちゃいけないのは非常に困難を

極めると思うんですけれども、その辺は今おっしゃったようにその129台の中で何とか回していくという話ですもんですから、それでそのものとしては今ここではお聞きをしておきます。

それで、次に18条なんですけれども、5ページですが、先ほども辻委員のほうからも質問があったと思うんですけれども、乙の管理下にある団体ですね、これについては、例えば社協のような公的ないわば団体があると思いますし、またそれ以外に例えば保育所だとか、それから介護事業所だとか、こういった民間にあるそういう事業所についても、やはりある意味では管理下にあるというふうに言えるのじゃないかなと思うんですけれども、この辺の範囲はそこら辺まで考えてよろしいのでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

この5階、6階、7階のほうでこれからやっていく事業に関係する団体がその対象になってくるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

ということはそういう民間の事業所も対象として考えるということによろしいでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

そのとおりでございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
よろしいですか。
楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、分かりました。

次に21条なんですけれども、造作等というようなことで、その21条の2なんですけれども、本物件に付加した間仕切り、建具その他造作物等について、借地借家法第33条に規定する造作買取請求を行わないとあるんです。この法律では、建物の賃貸人に対し、その造作を時価で買い取るべきことを請求するというふうになっているんですけれども、その

ことについてそれを否定する形になるんですけども、これはどのような意味があるんでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

基本的には我々が考えておりますのは、これは例えば甲の求めで設置するような場合、こういった場合については我々が退去するときには買取請求するべきものであるというふうに考えておりますが、現在のところスケルトン状態で我々がお借りして、スケルトン状態でお返しするということを前提としておりまして、市の意向でそれぞれの造作をしていくということでございますので、こういった想定は今のところしていないということでございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

そうしますと、撤退するときには様々な、もちろん壁だとかそういったところにも造作すると思うんですけども、それ以外にこういう備品なんかもあると思うんですが、そういったものは一切もう市として責任を持って引き揚げていくと、そういうことでよろしいんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

基本的にはそういう考え方でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

次に28条なんですけれども、これも先ほど問題にされた方もいらっしゃいましたけれども、ここに解除するというのが、そういうことができるということの該当する事由というのが幾つかそこに書いてあります。先ほど辻委員のほうからもそういった質問があって答えていただいたと思うんですけども、例えばこれは経営が不振に陥ったときに、このこういう状況にいくまでの段階で何とか市としてする努力というのは考えているのかいないのか、その辺について。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

すみません、管理運営会社の経営状況につきましては、年度ごとに毎年毎年その報告書というものをもらうようになっております。その管理運営の状況を見ながら、例えばテナントの退去が多くなってきたということであれば、矢作建設さんと協議しながら、そのテナントのリースのことも含めてその対応を考えていきたいというふうに考えております。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

そのあたりもう少し、ここに書いてあることだけではなくて具体的な何か定義が必要なんじゃないかなと思います。

それから、これは分かり切ったことかもしれませんが、27条には解約というのがあるって、この28条は解除なんですけれども、この解除の場合はこの解約の条件にあるような賃料の1年分と、こういったことについては請求されないということによろしいのでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

この解除に関しましては規定のとおりのことです。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

例えば市が解除するような状況、こういった状況に陥った場合に、市として例えば逆に損害賠償請求をせないかんというような場合も出てこようかと思いますが、これにつきましては第3項で、双方が被った損害については賠償請求することを妨げないという規定がございますので、これも法律相談しながらやっていくんであろうというふうに考えております。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、分かりました。非常にいろんな不安が、最後の件にしろ、それからこの運営の件にしろ、不安がある中でやっていただくわけですけれども、それをどのようにクリアしていくのかということについてさらに検討をお願いしたいと思います。終わります。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

他に御発言はありませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

今回の基本協定のこの案というのは、こういうところで議会が質問を出されて、そのようにやっていただけるんだと思うんですけれども、契約までの間というともうほとんど変わらない状況で進んでしまうのかなと思うので、ちょっと協定書の内容について細かく御質問申し上げたいと思います。

賃料を決めるに当たっての話がありました。不動産鑑定の中で県内の同種の建物の中の賃料で8,400円から出たから7,900円は安いかのような話をしております。県内ということになると、四日市辺りは相当いい値段がついておるといように私は思っておるんですけれども、そのあたりのことをつぶさに確認しながらしていただいたのかどうか。それから、7,900円ということがこれはもう変わらない数字ということになってしまうのかどうかというような心配もあったり、また、市民に対してこの賃料の大きさというのがやはり税金の無駄ということにならないようにきちっと精査する必要があると思うんですけれども、どのような形なのか、もう一度お答えください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

おっしゃられるように多額の賃料をお支払いしていくということになりますので、これは市民福祉のために寄与するものでなければならぬというふうに考えておりました。それから、この賃料につきましても3年ごとに見直しをしていくというようなことをございまして、適正な範囲内で、これにつきましても施行者のほうと話をしながら進めてまいりたいというふうに考えてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そのあたりのことは何度か各議員からも質問が出て、できるだけ安いに越したことはない、そのとおりです。県内のということに非常に私はこだわるんですけれども、ですがそれほど駅前賃貸のいわゆる土地の値段が上がっておるような状況でもない。今後10年、

20年の中に、人口減少であったり市長が言われるような人口の構造がどんどん変わってくると、そんなときに、中心市街地がどんどん値段が上がって住みやすくなったよと、そんなことはもう今の状況ではあり得ないし、このあたりは違う質問としてさせていただこうとは思いますが、そんな状況の中で、7,900円がもうその交渉の余地がないというところに私は非常にこだわりがあります。まず、20年間の賃料を決めるということになってしまっておりますから、その中で100円でも200円でもというような状況がやはり当局の皆さんの努力でなるということをしては望みたいわけなんですけれども、今の状況でいくと月額坪当たり80円、消費税を入れると88円、それに管理費ということが10%かかってくると。その金額がいかにかに市民の方に申しあげても納得できる金額かなということ、そこら辺の経緯というのをもう一度御説明願えませんでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

当初11月2日にまちなか開発様から出されました資料は、御承知のとおり7,980円ということでございました。以降、我々、それから市長、副市長、何度か交渉を重ねまして、ぎりぎりのところでというふうなところでまちなか開発様から御提示され、こちらでも努力していただいたということも感じ取った上で、これで合意というふうなところに至ったわけでございます。

ただ、議員おっしゃるように市内の状況も、例えば四日市と違うではないかというようなこともおっしゃってみえました。これにつきましても、御覧のとおり12条の、例えば土地もしくは建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動があったときというふうな条件もございます。ですので、見直しにつきましてもは近傍のところというふうなところだけにかかわらず、いろんな観点から判断していくべきであるというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

12条の話が出たのでそちらの話もお聞かせを願いたいと思うんですけれども、実際は12条で3年ごとの見直しということで、私は非常にこの軽々しく書いていただいておりますけれども、実質どちらがいつ、どのような組織の中で見直しの話を相手と詰めていくのかという、その話は以前にも申しあげました。2か月前には交渉に入らないかんわけでありますから、当然貸す側は賃料は下げたくない。しかしながら、当局としては市民のほうからの話としても、賃料はやっぱり下げていってほしい。人口やら経済状況の中で3年後、我々も分かりません。コロナがやっと収束するのも分かりません。そんな状況の中でどのように解決していくのか、どんな組織で3年ごとの見直しをするのか、もう一度お答えください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

当然、現在、健康福祉部の管轄、所属になろうかと思imasので、健康福祉部で見直し、例えば建物価格であるとか土地の価格であるとかというふうなところも注視しながら交渉に臨んでいくというふうなところで、現在のところ考えているところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうすると、今後3年の見直しというのは健康福祉部が中心になって見直しをやっていくんだと。いずれにしても、そのあたりのことは毎年の報告をもらい、3年ごとの賃料の交渉の過程であったりというようなことも報告を議会に上げてもらいたいと思ふんですけれども、もらえますよね、そのことをもう一度確認したいのでお願いします。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

そのようにさせていただきたいと思imas。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

やはり賃料のことが一番大きな話だと思imas。これだけの3フロア、900坪以上のものを借りるということになってするということは非常に大事な話だと思imasので、そのあたりは本当に熱心に詰めていただきたいと、こんなことを思imas。

駐車場のことでみんな御心配なので、その中で質問もあったと思imasですけれども、129台のうち40台だけなので決まったのかなというのは、僕も不思議でならなかったわけですが。1階のフロアは何台借りるのか分からない、ハローワークも何台借りるのか分からない、そんな中で賃貸の住宅のほうも何台必要なのかも分からない、そんな中で129台のうち40台以上は確保しますよと。以前は、質問もありましたけれども、60台はということを決まっておったんですけれども、そのあたりは担当者として本当に40台、大丈夫なのかということは考えませんか。私は考えます。まだ全然入ることも決まっていない状況の中で、本当に40台確保できるのかなということを、そのあたりお聞かせください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

委員の御心配いただいております駐車場のことでございます。先ほども御説明させていただきましたが、現在の福祉健康センターで行っております事業などを基に改めてシミュレーションのほうをさせていただきました。1か月というスパンの中で検証いたしまして、その中で大体おおむね40台を確保することで皆様にできる限り御不便なく使っていただけるというふうに考えたところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それは御説明いただきましたけれども、相当不十分だと思いますよ。健康センターのところへ行くと3施設あって、図書館ももちろんですけども、どこがどれだけ使つとるなんてというのはもう一朝に分からない状況であります。ですから私は、もうしょっちゅう図書館へ行ったり奥の施設へ行ったりしますけれども、駐車場に本当に限りがあるので非常に困るような状況でありますけれども、幾ら確認したというような状況で来ていただいた市民の方の数を数えてもいきませんわな、それは。多分、待つ時間がないので、その保健センターのほうへ車だけ持ってきて降ろして帰っていくという、そんな人もみえるのかなと、こんなことを思うんですけれども、そのあたりは想像できませんか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

そういった様々な御利用の方というのも、我々もあるんじゃないかなというふうに考えております。実際にシミュレーションに当たりましては、そういった子供さんの健診事例であったり相談であったりと、そういった具体的な事業を一つずつそれぞれの中で検証して、一旦40台ということで考えさせていただいております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

別のことで聞くんですけれども、この40台以上の中には職員の方の駐車ということは考えていないんですね。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

40台以上の確保といいますのは、あくまでも市の施設の利用者の方の駐車場ということで考えてございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

駐車場の話を私、これ延々とやっているのはなぜかという、やはり賃料とは別で30分100円という価格がかかるということで、正直、停めるとなると8時から、どうでしょう6時ぐらいまで10時間ぐらい停めるということになると思うんです。10時間というと2,000円ですよね、1台。それを40台分確保ということですから、当然支払いもついて回ってくるんでしょう。8万円、20日やって160万円、これだけの負担を市民の方にまたお願いせないかんわけじゃないですか。だから、できたらこの駐車場が絞り込みができない、もっとできたら1台当たりの単価をずっと下げて負担のないようにするということは皆さんの使命じゃないですか。そういったことも含めると、そのあたりの単価というのの概念はどこら辺に単価の数字を置いておるか、ちょっとお答えください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

1日当たり、議員おっしゃられるように、大体8時半からおおむね17時が一番駐車場が稼働する時間というふうに我々も推計をさせていただいております。その中で、30分100円ということ積み重ねますと、先ほどおっしゃっていただいた金額ということになってまいります。これにつきましては、この駐車場の料金につきましても市民の皆様の税金を使わせていただくことと考えておりますので、上限は幾らとするかといったことも、近隣の駐車場とのその相場等も確認しながら、現在協議をしておるところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そのあたりは運用方法をということでもありますけれども、実際にこの基本協定の中に、スタートは40台以上は確保できたよと、合意済みやということを書いてありますけれども、

その運用方法とか単価の在り方とか上限がどうであるとかいうことは別に定めるみたいなことになっていきますけれども、それは我々に見せるわけにいかんということですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

現在のところまだそういった部分につきまして、市の施設で利用者が何階を使うとかいったところも含めまして、市民の方の利用がしやすいようなその関係をつくっていきたいということで、現在協議をしているというところでございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

スケジュールのことも今日発表されました。3月末までに何とかせんことには、この施設の問題はもっと違う意味で問題が出てくるということです。これも1月のこんな12日の日ということの中で、まだ駐車場問題で上限が幾らにするかも含めてできていないということになると、これは無料ならいいんですよ、もうほっといて、あなた方にお任せしてよかったなで済むと思うんです。でも今みたいに、1月ですよ、20日間やって8万円が160万円まで要るみたいな話を何で詰めなかったのかって、我々が市民から責められますよね。その辺りは、今の現在の時間軸から考えたら、もうきちっとそこら辺は詰めるべきだし、どんな料金の在り方ということをやるべきじゃなかったですか。その辺りはいかがですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
市長。

●鈴木市長

駐車場の運用であったり料金体系について御心配いただいていること、おっしゃるとおりだというふうに思っております。現状でこの保健福祉拠点の利用される方々を想定しているところには、当然赤ちゃんを抱かれたお母さん方であったり、また車椅子に乗られた方々であったり、それぞれの障がいの状況に応じた方々の利用方法について我々はしっかり想定をせなあかんということを考えております。例えば車に同乗されている方のケースであったり公共交通を使われてお越しになる方であったり、そういった方々の利用動線についても、やはりバリアフリーの観点を主眼に置きながらその運用についても考えていきたいと思っております。

ですので、本当は我々としましてはできるだけ早くこの内容のつぶさな細かなところまでお示ししていくべきという部分も大変おっしゃるとおりだと思うんですけれども、それ以上に、やはりここを御利用いただく方々の御不便のないように、そこだけを絶対のないように我々は想定をしていきたいということで、少しこの点については御容赦いただけれ

ばというふうに思っています。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それでしたら基本協定に書いていない駐車場の利用のその契約的なものを我々にやはり早急に示していただきたいと思います。それも結果的には市民負担になるわけでありますから、そんなことをよろしくお願ひしたいと思います。

この際にちょっとお聞きをしたいんですけれども。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
もう少しございますか。

○宿典泰委員
まだあります。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
それでは、休憩させていただいてよろしいですか。
会議の途中であります、14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時10分

再開 午後 2 時20分

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
休憩を解き、会議を再開いたします。
宿委員。

○宿典泰委員

この条項で、前後しますけれども、申し訳ないんですが、第15条に損害保険のことが書いてあります。これは多分、中の物品の損害保険だと思いますけれども、幾らぐらいを想定しておるんでしょう。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

こちらのほうにつきましては、詳細な部分についてはこれから検証というふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

いやいや、大体物品を入れる数字というのが決まっておったかと思います。それで、保険業の方に確認すれば、1年間どれぐらい費用がかかるということがあると思うので、そのあたりをきちっとやらないと、これはもう駐車場問題と一緒に、私が聞きたいのはこの駅前へ行くのに一体全部で幾らかかるんやと。実際には人件費がどれぐらいかかるであろうとかその他の費用がどんなやということは、まだ何も出ていない話だと。市長が、保健福祉拠点施設をつくって、市民にやはり一人も取り残さないような状況にしていきたいと、思いは私は一緒です。しかしながら、それは幾らかかるのやということから始まると今みたい細かいことなので、またというわけにいかないので、これはやっぱり大至急我々のほうに報告をしてください。よろしいですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
市長。

●鈴木市長

失礼いたします。これまでのこのB地区の再開発ビルの賃借、借りた場合であったり、それと福祉健康センターを改築した場合の費用比較等も出させていただきましたけれども、おっしゃるとおりこの中身のことは大変大事でございます。我々といたしましては現在、机一つ、鉛筆1本でも使えるものは使うというのは、そういった気持ちで今回のところに臨んでいきたいというふうに考えております。またその上で、それが保険の適用に係るものになるのかも含めまして、分かり次第、議会の皆様にも御相談させていただければと思います。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そのようにお願いをします。

第16条に、非常に不思議やと思ったのは、冷暖房費等についての負担が書いてありますけれども、これはどういうことなのでしょう。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

こちらにつきまして、この建物に当たります冷暖房費ということですが、具体的には、通常ですと施設のエアコン等のそれにかかる電気代等というふうになるかと思

っております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そういうのは電気、水道と書いてありますよね。電気、水道、冷暖房費等と書いてあるからこれは何ですかということを知っておるわけです。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

現在想定されておるのが光熱費ということで、電気、水道、冷暖房費ということでございます。ただ、あと、この市が賃借する物件の中で、そのために使用する費用というようなことで、将来、例えばほかに費用が発生するようなことがあればというようなことで記載しておるといったことではございますので、御了解賜りたいと思います。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それはちょっと納得するような話と違いますよね。エアコンでほかの火器は使わないというようなことは正しい方法やと思うんですけども、冷暖房というたら電気代が要るだけの話ですから、電気、水道と書いてあるのでこのあたりのことをもう一度確認をちゃんとしてほしいと思います。何か冷暖房費が書いてあったら何でも使えるみたいな話で、乙の負担ということにはちょっと考え方が違うと思うので、確認をしてください。

次の3番もそうなんですけれども、廃棄物処理やらその清掃衛生処理やら、有線放送まで何か書いてあるんですけども、これは導入の中に入っておるんでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

有線放送といった例えば具体的なことは、まだ現在のところ設計も済んでおりませんが、これは現在のところまだそういった想定はないと思いますが、その施設を使うに当たって必要なものであれば、今後設計等で考えてそれを施工してまいることになるかというふうに思っております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

いや、廃棄物のことも聞いたのでちょっとお答え願いたいんですけども、廃棄物の処理やら清掃衛生費というのはちょっと確認してください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

ごみの処理のこととなってまいりますので、一般的な今回の賃貸に関しましての取組ということで入れさせていただいておりますが、こちらにつきましてもこういう形で表記しながら、実際のところで精査をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

有線放送等のことについても本当に必要なかどうかということを経査していただいて、書いてあるからできるんやという話ではないということをお願いしたいので、そのあたりをお願いしたいと思います。

18条の本物件の転貸なんですけれども、私これにはちょっと驚いたんですけども、やはりこれは皆さんからの質問の中でも、民間が一部借りられるようなことになると。私、民間ということになってくると、半公共かなと思う。社協の話をちょっと思い浮かべたんですけども、やはり一部を、保健福祉の拠点をつくりたいということで3フロア借りるわけですよ。それが例えば2ホールでよくて、あと1ホールどこかへ使ってもらおうかという話ということになったら、この事業としてはもうほとんどそこで終わつとる話じゃないですか。それこそもう1ホールお返しをして、年間の地代、家賃をぐっと下げるといような方法になると思うんですけども、このあたりどのような考え方をしてくるのかということになるのかちょっと教えてください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

いろんな基本協定の条項ですが、建物の賃貸借契約に係る必要と思われる条項を盛り込んでおるといところでございます。ただ、宿委員、今仰せのような部分も想定されるということでございますので、市が使用するといようなところで、現在のところ賃貸借を

結んでまいるということでございます。ただ、市が必要でなくなった場合、例えば20年後にもう1階層、2階層でいいというようなことになった場合は、その分は解約というか退去していくというようなことが基本的な考え方かなというふうに考えております。転貸するというふうなことは現在のところ想定はいたしておりません。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

ただ、協定契約の中にこういった文言があるということは、後でこのことをちゃんと示してありますわなということをおっしゃられても、いや、あのときにこういう話しましたやないかという話だけが残ってしまう話なので、3フロア必要なんやということで、保健福祉拠点施設が3フロア必要やと言うとんのが二つのフロアで済むんやということであれば、1ホールはやっぱり返さないかんじゃないですか。それで、やはり市民の負担を下げていくことにせんと、3フロアは借りっ放しやもんで、1フロアは市役所のほかの部署となったら、ほかの部署、どこが入るんやとか、民間に貸すなら民間のどういったところが借りるんやとかというようなことも、それは方向がちょっと違うんじゃないかなと思います。ですのでそのあたりはきちっとした形でお答え願いたいと思うんです。

それともう一つ、これと関連はしていますけれども、第27条の話がありました。10年、もうやはり出ていけんのやという話が出ておるわけでありましてけれども、これは、市長がその断念をしたときの三つの条件のその一つに非常に近い話ですわな。前のときは出ていくんやったら全額払えみたいな話やったけれども、今回、10年はもうやはり負担せないかんのやと、どうあっても。私が心配するのは、何度も言いますが、人口が10年、20年というのがどれくらいになるか分からん、構造も変わってくると。そんな中で、本当に3フロアも必要じゃないということが、例えば7年目や8年目で分かったのなら、やはりある程度のものはお返ししていくというぐらゐの気構えがこちらにないと、借りたものは借りたものやと、もう10年は絶対やというようなことではこの契約は僕は間違いだと思いますよ。

それで、付け加えて言うならば、何か御答弁の中に28条で本協定の解除権というのがありますけれども、これは権利は権利で、解除権という権利はありますけれども、内容を見たら、これは10年のうちの解除ができるという解除権ではないんです。そうでしょう。これは5項目ありますけれども、どれにしたって今のところ通常考えられないような状況が書いてあるだけで、いわゆる伊勢市が3ホール絶対必要なんやと、フロアが。そのことで、いや、2ホールになったから返しまっせということでは書いてありませんよね。これ、解除権がこれだけ書かれておるけれども、これには全然該当しないと思うんですよ。それとあと、銀行停止や何やら云々はありますけれども、いわゆる伊勢市のほうで3フロア使いたいということで望んでやられたことが、ここでは駄目としたときにはその解除権は使えない。私はこう読んでいますけれどもね。いかがですか、これは。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

先ほど、初めの御質問でございます、ほかの用途にというようなところの御指摘がございましたが、そういった際には当然、議会のほうにも御報告をさせていただいて、御意見を伺ってということになろうかと思えます。

ただ、現在のところ20年間、地域福祉の向上のためにこれを使っていくということが大前提でございます。10年間以内の解除というようなこともございますが、今申し上げたように、基本的に20年間は福祉のために使っていくということを前提に賃借するものでございます。また、併せて申し上げますと、相当の内装工事費であるとかというふうなものをかけるものでございます。一定の期間はやはり使用していく必要があるかと、市民負担を求めていくという意味でも使用していく必要があるかというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

私は解除権のことで触れました。これもやはり、今言ったような状況の中で解除というのはちょっと違うんじゃないかな。これはもうそのように確認をしてください。

今、内装工事等々、設計費の話もありました。内装工事費は今の現在でどれぐらいかかるものか、設計費もどれぐらいかかるものか、ちょっとお教えてください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

ただいま数値につきましては精査をいたしておりますが、昨年12月にお認めいただいた際には、設計委託料につきましては約1,500万円程度、それから、その後想定しております工事費につきましては4億7,000万円程度、その当時にお示しをさせていただいております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

内装工事費が4億7,000万円、設計費は1,500万円ということで、それは昨年の12月の状況とは変わらないということです。分かりました。

私、再度言いますけれども、第28条の中で都市計画の課長がお答えした、何かこれは管

理運営会社との間の話やということでありましたけれども、答弁の中で。管理運営会社というのはここには一つも出てこないですよ。これはまちなか開発と伊勢市との間の話やと思うんですけれども、どこの管理運営会社との間のことが出てきたのかなど。私、目で追ってもちょっと分からないので教えてください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

今、宿委員、ちょっと先ほどおっしゃられた、今年の12月時点と変わらないというようなことをおっしゃられました。課長が申しあげましたのは、今年の12月時点での積算ということでございます。設計委託料と、あと工事費ということでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

すみません、先ほどのその管理運営会社という話の答弁につきましては、その収支報告をしてもらうのは管理運営会社からという形になりますけれども、こちらに書かれているとおり基本協定を締結するのは伊勢まちなか開発としていくという形になっております。伊勢まちなか開発から新しい管理運営会社はその保留床を買い取って管理運営していく段になりましたらこの契約の内容を引き継いでいくという形になろうかと考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうすると、管理運営会社はこの基本協定を変更することなくそのまま引き継がれるということに解釈してよろしいわけですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

そちらのいわゆる引き継ぐことも含めまして、協定案の第30条の本物件の譲渡ということで、この施設につきましては売却する場合という形で記載してございますが、新たな所有者に対しまして、まちなかの賃貸人としての地位を承継させなければならないということで、ここを確認させていただいております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

この30条の新たな所有者に対してというのは管理運営会社のことですか。それはそのように書いていただかんと、こんなの全然読めませんよね。これはやはり括弧書きしてそのような形で御指摘をしてください。

最後になりますけれども、やはり我々は、駅前の中で保健福祉施設を927坪ですか、借りてやるということについて、私は非常に疑問を持っています。保健福祉の一部が行くわけでありますからね、全部が行くわけではないので、余計そんなことが連携を取れるのかなと。そんな中で20年間、20年間と言われますけれども、これはあくまでまちなか開発のほうで20年は借りてくれよと言うとる話であって、やはり当局側は、できるだけ短い間の中で完結していくということが必要ではないかなと。だから、辻議員も言われましたけれども、私も10年契約というのは必要やと思いますよ。当然、更新ができるということにやっておけば全然問題ない話やし、契約書の中は10年出ていくなと書いてあるわけですから、当然そういうことで判断を当局側、したらいいんじゃないかなと、こんなことを思います。20年、20年の中の10年間じゃないというようなことをきちっとやらないと、やはり将来、10年、20年の中で、10年間というてもなかなか我々も想像できるような状況じゃないから、その10年間の中でやってみたけれどもどうかというようなことであれば、そのように考えたらいかがかなと、こんなことを思います。

最後にもう一つ、都市開発資金のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、事業計画の中には12億円を貸し付けると、10年間据え置きでそれで返済してもらおうということで、ちょっとこの10年が引かかるわけでありますけれども、こうしたことで制度としてありますから断れないとしても、貸付けをしたときに当然、抵当権とかそういったものを入れると思うんですけれども、その抵当権を入れたときに、その前には銀行からの融資を受けて抵当権が入っておるのかな、根抵当かなということも我々は分からないので、どういった状況のときに伊勢市としては12億円のその抵当権をきちっと入れて、当然、土地建物に入れるわけでありますから、入れて万一のときの取りっぱぐれがないような状況のことは確保するべきやと思うんですけれども、その順位のことも含めてちょっとお答えください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

都市開発資金の貸付けの件でございます。抵当権の順位につきましては、おととしの連合審査会でも御説明させていただきましたとおり伊勢市の12億円について抵当権順位1位、それから金融機関もその価値の差額分について抵当権の同順位1位という形で金融機関のほうとも協議をしております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

その順位で伊勢市のほうの債権はきちっと確保できるという計算ということに捉えるんですけれども、そのとおりでよろしいですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

その建物の価値ということは、その収益価格というようなものではじいております。その中で12億円分は伊勢市のほうで抵当権順位1位というふうにさせていただくというふうに協議をしております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

最後にしますけれども、やはり地代、家賃が決まったよということだけではなくて、駐車場の問題、またその他の損害保険等の費用のかかる問題、そういったことというのは、やはり実質4月1日からもう運営をしていくということに私は捉えたんですけれども、そういうことであれば余計スピード感を持ってきちっと対応して、市民への説明が必要なときには市民に説明をしていただくということは非常に大事やなと思うんですけれども、私はこんな場でどうかと思いますけれども、市長と同じように選挙期間中に市民の方にこの話をしても誰一人、いや、そんなにお金をかけていくべきではないんと違うかという話をされておるので、やはり我々としても市民の方に説明をするときに、そのあたりのことはきちっと念押しをして、皆さん、当局の人で頑張ってください、賃料をぐっと下げていただく、駐車場の問題も解決できるようにしていただきたい。

なおかつ、それは中心市街地の活性化ということで、都市整備も気張ってやっておるわけであります。その活性化がどれぐらい活性化になるのかということの詳細な検討もまたしてもらいたいと思うんですけれども、中心市街地の問題としてはどのように今後評価をしてやっていくのかということをもう一度お答えください。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

中心市街地につきましては、中心市街地の活性化基本計画というものを作成いたしまして、毎年度フォローアップということで議会のほうにもお示しをさせていただいております。

す。その中で、例えば歩行者の通行量であるとか、そのような目標指標を掲げまして、その目標指標がどのような状況で推移しているかというようなことも精査して御報告させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

ありがとうございました。いろいろ多方面からの話をちょっとさせていただきましたけれども、やはりこの事業は市民の方が非常に見て確認をしております。サービス等の費用とサービスということが、非常にどれぐらいコストがかかって、こんなサービスでええんかと言われんようにやっていただきたい。市長としては、もうこれやっていくというようなことで私は捉まえたので、この我々が質問してこれは変わる話でもないような気もしていますから、ちょっとそのあたりは非常に残念です。しかしながら、方向としてはそういう方向になっていくとするならば、きっちりやはりそのあたりの市民に負担のないように確認をもう一度精査していただきたいと思います。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
市長。

●鈴木市長

ありがとうございます。これまでもそれぞれの委員会、協議会、またこういった連合審査会におきまして、議員の皆様方から御心配の御意見であったり御指摘を各種いただきまいりました。そういったことをしっかりと胸に受け止めながら、施行会社としっかりと話をするべきはしっかりと話をして、そして職員が市民の皆さんのためになることを最少の経費で最大の成果が上がるように取組を進めてまいりたいと思っております。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
他に御発言はありませんか。
浜口委員。

○浜口和久委員

すみません、委員長にお願いをしたいんですが、ここで今回、7,980円から7,900円ということで80円マイナスになってまいりました。資料のほうはこれ、前に頂いておる資料が7,980円の坪単価のままなんです。それが大体、年間で言うと100万円ぐらい事業者の収入が減収になっていくと、そういった部分がございますので、この事業者のほうは借入金をどのようにするのか。それから返済がどのようにしていくのか。要は毎年100万円ずつ足らんようになっていくというふうな部分がございますので、ちょっとそれを計算した資料、7,900円を出し直していただきますように委員長のほうからお願いをしていただけませんかでしょうか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

浜口委員仰せのとおり大体、賃料が80円下がることによって年間収入約100万円という
ようなこととなります。減額部分につきましては借入金の利息を調整するという
ことで聞いておりますけれども、その収支計画につきましては、資料の提供があり次第、その提供の
方法につきましてまた委員長と御相談させていただきたいというふうに考えております。
以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
他に御発言はありませんか。
藤原委員。

○藤原清史委員

すみません、質問はなかったつもりでいたんですけれども、今、会派に戻りまして駐車
場の件でいろいろ話をしていたんですけれども、みんなの意見がいろいろ、考えが今までの
思惑と違うような格好で話がありましたので、ちょっとお伺いしたいなと思います。
40台以上確保が合意済みということなんですけれども、この40台に関しては月ぎめのような形
で払うんですか。それとも1時間100円で30分という計画を取り入れて24時間分を計るの
か、その辺のことをちょっとお伺いしたいんですけれども。どのような方法で考えている
のか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

駐車場につきましては現在、議員おっしゃいましたとおり40台の利用の確保となるよう
ということで合意をしてまいりました。料金につきましては30分当たり100円ということ
で、これは時間貸しという形で利用をするということとなっております。また、市の負担
につきましては、市民の皆様が御利用いただいた時間の分だけ負担するという
ことで現在考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
藤原委員。

○藤原清史委員

はい、分かりました。40台分はもう必ず使用できると。なおかつ、それで相談とかいろ
いろ来てくれた方に対しては30分100円ということで計算するという
ことでいいですね。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

その市の施設を利用いただく方についての負担は30分100円となりますが、こちらの30分100円について市のほうが負担をするということでございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
藤原委員。

○藤原清史委員

分かりました。この区域というて区切るわけですか。それとも、どこへ停めてもいいですよというんですか。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

その利用方法につきまして、現在協議中でございますが、市民の皆様が一番使いやすい階層に、それぞれまた入口等にも市の施設は何階といったその案内板等を表示していただくということを詰めておるところでございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
藤原委員。

○藤原清史委員

分かりました。私が心配したのは、そうやって区切ってもうとつても、そういうのを気づかずに別のところへ停めて、お金等、カード等を入れたときに、その40台分がダブらないかなという気がしたものですからちょっと聞かせていただいたんですけども、心配ないですね。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

いろいろな点を含めまして、市民の人の利便性が最も高まるようなことで協議をしてみたいと、このように考えております。

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

ないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「保健福祉拠点施設の整備について」を終わります。

教育民生委員会委員の皆様にお諮りいたします。「保健福祉拠点施設の整備に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕教育民生委員会委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会・産業建設委員会連合審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2 時47分

上記署名する。

令和 4 年 1 月12日

委 員 長

委 員

委 員